

韓国知的財産ニュース 2019年1月後期

(No. 383)

発行年月日：2019年2月7日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、1月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法一部改正法律
- 1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部改正法律
- 1-3 商標法一部改正法律
- 1-4 特許法一部改正法律
- 1-5 特許法施行令一部改正令（案）立法予告
- 1-6 特許法施行規則一部改正令（案）立法予告
- 1-7 実用新案法施行令一部改正令（案）立法予告
- 1-8 実用新案法施行規則一部改正令（案）立法予告

関係機関の動き

- 2-1 特許庁、2019年度知的財産活用戦略支援事業を施行
- 2-2 営業秘密保護センターの開所式を開催
- 2-3 特許庁、崇実大学・安養大学と知識財産教育先導大学に向けた業務提携（MOU）を締結
- 2-4 知的財産市場を活性化させ、イノベーション成長を主導する！
- 2-5 大学・公共研究機関の未活用特許を簡単に管理してください

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国の製薬会社、ソリフェナシン敗訴...改良新薬開発企業は「非常事態」

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 特許庁、デザイン制度を便利かつ詳細に！
- 4-2 現場とのコミュニケーションを図る商標およびデザインに関する説明会を開催

その他一般

- 5-1 2018年に出願された産業財産権件数、過去最高を更新

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法一部改正法律

電子官報（2019.1.8）

国会で成立したデザイン保護法一部改正法律を公布する。

2019年1月8日 大統領 ムン・ジェイン

法律第16203号

デザイン保護法一部改正法律

デザイン保護法一部を次のとおり改正する。

第125条の2を次のとおり新設する。

第125条の2（国選代理人）①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請を受け、代理人（以下、「国選代理人」とする）を選任することができる。ただし、審判請求が理由のないことが明白である、又は権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。

②国選代理人が選任された当事者に対し、審判手続きに関わる手数料を減免することができる。

③国選代理人の申請手続き及び手数料減免など、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

附則

この法は公布後、6カ月が経過した日から施行する。

<改正理由及び主要内容>

中小企業、学生、生活保護受給者などの社会的弱者は相当な費用がかかる知的財産紛争に対応しにくいのが現状である。

公益弁理士特許相談センターを通じて社会的弱者の審判代理を支援しているが、審判段階で社会的弱者が知的財産の保護を十分に受けられるよう、支援をより拡大する必要がある。

そこで、特許審判で当事者の申請を受けて審判院長が国選代理人を選任できる根拠を追加し、国選代理人が選任された事件については審判手数料を減免できる根拠も追加するためである。

1-2 不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律

電子官報 (2019. 1. 8)

国会で成立した不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律を公布する。

2019年1月8日 大統領 ムン・ジェイン

法律第 16204 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する一部改正法律

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律一部を次のとおり改正する。

第2条第2号中「合理的な努力によって秘密に維持された」を「秘密として管理された」にする。

第14条の2に第6項及び第7項をそれぞれ次のとおり新設する。

⑥裁判所は営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合には第11条にかかわらず、第1項から第5項までの規定に基づき、損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑦第6項に基づく賠償額を判断する時に、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意、又は損害発生の憂慮を認識した程度
3. 侵害行為によって営業秘密保有者が受けた被害規模
4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数など
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

第 18 条第 1 項及び第 2 項をそれぞれ次のとおりとする。

①営業秘密を外国で使う、又は外国で使われると知りながら、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、15 年以下の懲役又は 15 億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益額の 10 倍に該当する金額が 15 億ウォンを超過すれば、その財産上の利益額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金に処する。

1. 不正な利益を得る、又は営業秘密保有者に損害を与える目的で行った次の各目のいずれかに該当する行為

イ. 営業秘密を取得・使用する、又は第三者に漏洩する行為

ロ. 営業秘密を指定された場所の外に無断で流出する行為

ハ. 営業秘密保有者から営業秘密の削除・返還を要求されたにもかかわらず、これを保有し続ける行為

2. 窃取・欺罔・脅迫、その他の不正な手段で営業秘密を取得する行為

3. 第 1 号又は第 2 号に該当する行為が介入した事実を知りながら、その営業秘密を取得又は使用（第 13 条第 1 項に基づき、許容された範囲での使用は除く）する行為

②第 1 項各号のいずれかに該当する行為をした者は、10 年以下の懲役又は 5 億ウォン以下の罰金に処する。ただし、罰金刑に処する場合、違反行為による財産上の利益額の 10 倍に該当する金額が 5 億ウォンを超過すれば、その財産上の利益額の 2 倍以上 10 倍以下の罰金に処する。

第 18 条の 3 第 1 項中「2 千万ウォン」を「3 千万ウォン」にし、同条第 2 項中「1 千万ウォン」を「2 千万ウォン」にする。

附則

第 1 条（施行日）この法は公布後、6 カ月が経過した日から施行する。

第 2 条（損害賠償に関する適用例）第 14 条の 2 第 6 項及び第 7 項の改正規定は、この法の施行後、営業秘密侵害行為が始まる場合から適用する。

<改正理由>

企業の営業秘密保護を強化するために、保護対象となる営業秘密の要件を緩和するとともに、営業秘密侵害行為に対して損害額の 3 倍の範囲で懲罰的損害賠償制度を導入し、営業秘密侵害行為の類型を拡大し、営業秘密流出に対する罰則を引き上げるなど、現行制度の運営上に現れた一部問題点を改善・補完するためである。

国会で成立した商標法一部改正法律を公布する。

2019年1月8日 大統領 ムン・ジェイン

法律第16205号

商標法一部改正法律

商標法一部を次のとおり改正する。

第51条の題名中「指定」を「登録」にし、同条第1項各号以外の部分中「専門機関を指定して」を「第2項に基づく専門機関に」にし、同条第2項から第4項までをそれぞれ第4項から第6項までにし、同条に第2項及び第3項をそれぞれ次のとおり新設し、同条第6項（従来の第4項）中「第1項」を「第2項」にし、「指定基準」を「登録基準」にする。

- ②第1項に基づき、特許庁長が依頼する業務を行いたい者は特許庁長に専門機関の登録をしなければならない。
- ③特許庁長は第1項の業務を効果的に行うために必要だと認める場合には大統領令で定める専門担当機関に専門機関の業務に対する管理及び評価に関する業務を代行させることができる。

第52条の題名中「指定取消」を「登録取消」にし、同条第1項各号以外の部分中「第51条第1項」を「第51条第2項」にし、「指定」をそれぞれ「登録」にし、同項第1号中「指定を受けた」を「登録をした」にし、同項第2号中「第51条第4項」を「第51条第6項」にし、「指定基準」を「登録基準」にし、同条第2項中「指定」を「登録」にする。

第124条の2を次のとおり新設する。

第124条の2（国選代理人）①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請を受け、代理人（以下、「国選代理人」とする）を選任することができる。ただし、審判請求が理由のないことが明白である、又は権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。

- ②国選代理人が選任された当事者に対し、審判手続きに関わる手数料を減免することができる。
- ③国選代理人の申請手続き及び手数料減免など、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第216条第1項第1号中「第51条第1項から第3項までの」を「第51条第1項及び第3項から第5項までの」にする。

附則

第1条（施行日） この法は公布後、6カ月が経過した日から施行する。

第2条（専門機関に関する経過措置） この法が施行される当時、従来の規定に基づいて指定された専門機関は第51条の改正規定に基づき登録したとみなす。

<改正理由及び主要内容>

「特許法」は特許出願審査に必要な先行技術調査などの業務を行う専門機関を、指定でなく登録できるように規定することで、専門性が検証された多数の専門機関が特許出願審査関連の調査・分析業務に参加できるようにしている。

そこで、商標登録出願審査に関連する商標検索などの業務を行う専門機関についても指定制から登録制へと変更し、出願審査関連の調査・分析の品質向上に寄与するためである。

また、特許審判で当事者の申請を受けて審判院長が国選代理人を選任できる根拠を追加し、経済的支援効果を高めるために国選代理人が選任された事件については審判手数料を減免できる根拠も追加するためである。

1-4 特許法一部改正法律

電子官報（2019.1.8）

国会で成立した特許法一部改正法律を公布する。

2019年1月8日 大統領 ムン・ジェイン

法律第16208号

特許法一部改正法律

特許法一部を次のとおり改正する。

第65条第2項中「通常」を「合理的に」にする。

第126条の2を次のとおり新設する。

第126条の2（具体的行為態様提示義務）①特許権又は専用実施権の侵害訴訟で特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者は、自らの具体的行為態様を提示しなければならない。

②裁判所は当事者が第1項にかかわらず、自らの具体的行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合にはその主張の当否を判断するために、その当事者に資料の提出を命じることができる。ただし、その資料の所持者がその資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、その限りではない。

③第2項に基づく資料提出命令に関しては第132条第2項及び第3項を準用する。この場合、第132条第3項中「侵害の証明、又は損害額の算定において必ず必要な時」を「具体的行為態様を提示できない正当な理由の有無の判断において必ず必要な時」にする。

④当事者が正当な理由なしで自らの具体的行為態様を提示しない場合、裁判所は特許権者又は専用実施権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を真実なものとすることができる。

第128条第5項中「通常」を「合理的に」にし、同条に第8項及び第9項をそれぞれ次のとおり新設する。

⑧裁判所は他人の特許権又は専用実施権を侵害した行為が故意的なものとする場合には第1項にかかわらず、第2項から第7項までの規定に基づき、損害と認められた金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑨第8項に基づく賠償額を判断する時は次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意、又は損害発生の憂慮を認識した程度
3. 侵害行為によって特許権者及び専用実施権者が受けた被害規模
4. 侵害行為によって侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数など
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

第139条の2を次のとおり新設する。

第139条の2（国選代理人）①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を満たす審判当事者の申請を受け、代理人（以下、「国選代理人」とする）を選任することができる。ただし、審判請求が理由のないことが明白である、又は権利の濫用だと認められる場合はその限りではない。

②国選代理人が選任された当事者に対し、審判手続きに関わる手数料を減免することができる。

③国選代理人の申請手続き及び手数料減免など、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第207条第4項本文中「通常」を「合理的に」にする。

附則

第1条（施行日）この法は公布後、6カ月が経過した日から施行する。

第2条（具体的行為態様提示義務に関する適用例）第126条の2の改正規定は、この法

の施行後、最初に請求される特許権及び専用実施権の侵害訴訟から適用する。

第 3 条（損害賠償請求権に関する適用例）第 128 条第 8 項及び第 9 項の改正規定は、この法の施行後、最初に違反行為が発生した場合から適用する。

第 4 条（他の法律の改正）実用新案法一部を次のとおり改正する。

第 33 条中「第 139 条、第 140 条」を「第 139 条、第 139 条の 2、第 140 条」にする。

<改正理由>

特許審判で国選代理人選任の根拠を追加するとともに、特許権又は専用実施権の侵害行為に対して損害額の 3 倍の範囲で懲罰的損害賠償制度を導入し、実施料賠償規定を改正し、侵害行為に対して具体的行為態様提示義務を新設するためである。

1 - 5 特許法施行令一部改正令（案）立法予告

電子官報（2019. 1. 22）

産業通商資源部公告第 2019-30 号

特許法施行令の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第 41 条」に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 1 月 22 日 産業通商資源部長官

特許法施行令一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

これまで優先審査対象の拡大で一貫してきた優先審査制度の体質を改善するために、申請件数が非常に少ない優先審査対象を削除し、韓国の PCT 国際調査の競争力強化に向けた新規優先審査対象を追加するためである。

2. 主要内容

政策的需要を反映し、優先審査対象を整備（案 第 9 条）

優先審査の申請件数が非常に少ない輸出促進関連、電子取引関連、品質認証事業の結果に関する出願を優先審査対象から削除し、韓国特許庁で PCT 国際調査が行われた出願を優先審査対象に追加する。

3. 意見提出

特許法施行令一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2019 年 3 月 4 日までに統合立法予告システム（<http://opinion.lawmaking.go.kr>）を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）
- ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号
（〒35208）

電話：(042) 481-8243、Fax：(042) 472-4743

電子メール：maro87@korea.kr

4. 意見提出

詳細については、特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の「立法予告」を参考にするか、特許庁特許審査制度課（電話 042-481-8243）までお問い合わせください。

1 - 6 特許法施行規則一部改正令（案）立法予告

電子官報（2019.1.22）

産業通商資源部公告第 2019-31 号

特許法施行規則の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第 41 条」に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 1 月 22 日 産業通商資源部長官

特許法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

発明者の追加・訂正範囲の制限、意見書提出の制限、代理人委任状の証明書類の限定、審査順位の例外規定など、出願人に対する規制を緩和する一方、重複する提出書類に対する返還規定の新設、代理人選任に関する規定の明確化など、制度整備に伴う事項を反映するためである。

2. 主要内容

イ. 代理人選任に関する規定の整備（案 第 5 条）

特許に関する手続きにおいて代理人の選任申告の有無とそれに伴う代理権の範囲をより明確に規定する。

ロ. 外国法人の代理人委任状の証明書類の改善（案 第 8 条）

委任状の証明書類の種類を拡大し、署名に対する公証書以外にも署名権限を証明す

る書類を幅広く規定する。

ハ. 重複提出書類に対する返還規定の新設（案 第 11 条）

出願人の錯誤などにより、同じ内容の書類が重複して提出された場合は実務的に返還しているが、その根拠規定がないため、それを新設する。

ニ. 特許の可否決定後、発明者の追加・訂正範囲の拡大（案 第 28 条）

真の発明者の氏名掲載権を保障するために、特許の可否決定後、確認書類を提出する場合、発明者の追加や訂正を可能にする。

ホ. 審査順位の例外規定の削除および審査保留における確認手続きの明記（案 第 38 条および第 40 条）

先行技術調査が依頼された場合、審査請求順位と関係なく、審査順位を変更可能にした例外規定を廃止し、審査を保留する場合、審査長の確認を受けることにする。

ヘ. 意見書提出の制限の廃止（案 第 41 条）

特許庁の文書送達とは関係なく、出願人がいつでも自由に意見書を提出できるようにする。

3. 意見提出

特許法施行規則一部改正令案に対し意見がある団体又は個人は、2019年3月4日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査制度課長）にご提出ください。一部改正令の全文は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の冊子/統計→法令および条約→立法予告をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号
（〒35208）

電話：(042) 481-8243、Fax：(042) 472-4743

電子メール：maro87@korea.kr

見を聞くために「行政手続法第 41 条」に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 1 月 22 日 産業通商資源部長官

実用新案法施行令一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

これまで優先審査対象の拡大で一貫してきた優先審査制度の体質を改善するために、申請件数が非常に少ないか、実用新案にだけ適用される優先審査対象を整備するためである。

2. 主要内容

政策的需要を反映し、優先審査対象を整備（案 第 5 条）

優先審査申請件数が非常に少ない輸出促進関連、電子取引関連、品質認証事業の結果に関する出願および出願後 2 カ月以内に申請がある実用新案登録出願を優先審査対象から削除する。

3. 意見提出

実用新案法施行令一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2019 年 3 月 4 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じて法令案を確認した後、意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長にご提出ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号
（〒35208）

電話：(042) 481-8243、Fax：(042) 472-4743

電子メール：maro87@korea.kr

4. 意見提出

詳細については、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) の「立法予告」を参考にするか、特許庁特許審査制度課（電話 042-481-8243）までお問い合わせください。

産業通商資源部公告第 2019-33 号

実用新案法施行規則の改正に当たり、その改正理由と主要内容を国民に事前に知らせ、意見を聞くために「行政手続法第 41 条」に基づき、次のとおり公告します。

2019 年 1 月 22 日

産業通商資源部長官

実用新案法施行規則一部改正令（案）立法予告

1. 改正理由

考案者の追加・訂正範囲を拡大して審査順位の例外規定を削除するなど、出願人に対する規制を緩和するためである。

2. 主要内容

イ. 実用新案登録の可否決定後、考案者の追加・訂正範囲の拡大（案 第 7 条）

真の考案者の氏名掲載権を保障するために、実用新案登録の可否後、確認書類を提出する場合、考案者の追加や訂正を可能にする。

ロ. 審査順位の例外規定の削除（案 第 9 条）

先行技術調査が依頼された場合、審査請求順序と関係なく、審査順位を変更可能にした例外規定を廃止する。

3. 意見提出

実用新案法施行規則一部改正令案について意見がある団体又は個人は、2019 年 3 月 4 日までに統合立法予告システム (<http://opinion.lawmaking.go.kr>) を通じてオンラインで意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：特許審査制度課長）にご提出ください。一部改正令の全文は特許庁ウェブサイト (<http://www.kipo.go.kr>) の冊子/統計→法令および条約→立法予告をご参照ください。

イ. 立法予告事項に対する項目別意見（賛否意見とその理由）

ロ. 氏名（法人、団体の場合、その名称と代表者名）、住所および電話番号

ハ. その他参考事項

※宛先

特許庁特許審査制度課：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）政府大田庁舎 4 棟 601 号
（〒35208）

電話：(042) 481-8243、Fax：(042) 472-4743

電子メール：maro87@korea.kr

関係機関の動き

2-1 特許庁、2019年度知的財産活用戦略支援事業を施行

韓国特許庁 (2019. 1. 16)

- 特許分析を行い、中小企業の製品・デザインおよび事業化のイノベーションを支援 -

韓国特許庁は知的財産（IP）の観点から、特許・製品・事業化の問題に対する革新的な解決策を示す「2019年度知的財産活用戦略支援事業」の推進計画を確定し施行すると明らかにした。

知的財産活用戦略支援事業とは、特許戦略の専門家、創造的問題解決の技法（TRIZ、*）の専門家、デザインの専門家などからなる専門チームが企業の要求に応じて、製品の問題点を分析し、他の技術分野の特許などを適用（**）して短期間（5カ月以内）で製品の問題解決を支援する事業を指す。

* 創造的問題解決の方法論（TRIZ）：ロシアのゲンリック・アルトシューラー（Genrich Altshuller）氏が開発した問題解決の方法論として、製品の問題を簡素化し、解決策を短期間で導出するために用いられる

** 特定の製品の問題解決のために他の技術分野の特許技術を適用する場合、特許侵害問題を防止するとともに、製品の問題点も解決し、新たな特許技術を創出することもできる

今年は計 38 億ウォン余りの予算を投入し、「特許製品のイノベーション」、「デザイン製品のイノベーション」、「IP 事業化のイノベーション」の 3 つの部門で計 77 の課題を支援する。

「特許製品のイノベーション」の課題は、他の技術分野の特許分析と TRIZ の方法論を活用し、企業の内部の力では解決できない製品の技術的問題を解決できる方法を提供するか、他の技術分野と融合した革新的な製品を企画する。

「デザイン製品のイノベーション」の課題は、製品の機能改善とユーザー中心の製品デザインを支援することで、他の技術分野の特許が持つデザイン要素をベンチマークし、製品のデザイン開発、機能改善につながるアイデアの導出、3D レンダリング（*）とデザイン戦略策定などに役立つ。

*3D レンダリング：コンピュータグラフィックスで、実際と同様の量感・質感を表現する方法

「IP 事業化のイノベーション」の課題は、申請企業に合わせた IP 経営戦略などを策定する、又は「特許・デザイン製品のイノベーション」の課題を解決する企業を対象に「ワーキングモックアップ（*）製作」などの後続事業化を支援する。

*製品開発時に図面どおりの形にする、一種の試作品で、製品化する前に動作と耐久性の面で問題がないかを事前に確認する段階

特許庁産業財産政策局の局長は、「過去 3 年間（2014～2016 年）の事業の成果を分析した結果、同事業に参加した企業は平均売上高が 14.7%、雇用が 23.9%増加（*）したことが分かった」とし、「異種技術分野の特許を活用した製品の問題解決を支援する同事業が中小製造企業の競争力向上に貢献することを期待している」と述べた。

*支援直前（2013 年～2015 年）の平均売上高は 83 億ウォン、2017 年の平均売上高は 95 億ウォン、支援直前（2013 年～2015 年）の平均雇用員数は 34.8 人、2017 年の平均雇用人数は 43.2 人

事業参加を希望する企業・機関は、特許庁のウェブサイト（www.kipo.go.kr）や韓国発明振興会のウェブサイト（www.kipa.org）で詳細について確認でき、1 次支援企業の応募は 1 月 25 日までである。

※お問い合わせ：韓国発明振興会知的財産経営室（02-3459-2814、2943、2937）

2-2 営業秘密保護センターの開所式を開催

韓国特許庁 (2019. 1. 17)

- 営業秘密保護センター、韓国知識財産保護院に移転し開所 -

韓国特許庁は1月17日11時、韓国知識財産保護院（ソウル市江南区）で「営業秘密保護センター」の開所式を開催すると発表した。

開所式は2019年1月から「営業秘密保護センター」が韓国特許情報院から韓国知識財産保護院（以下、保護院）に移管されたことを受けて行われる。

イベントには特許庁長をはじめ、韓国産業技術保護協会、女性ベンチャー協会、韓国知識財産協会、LG化学、ジェソンエンジニアリングなど、技術保護関連機関の関係者と企業家が出席する。

「営業秘密保護センター」は、中小・ベンチャー企業を対象に、営業秘密保護のためのコンサルティング、法律諮問、管理ソフトウェアの普及などの支援事業と原本証明サービスを提供している。これからは保護院内の他の知的財産保護事業と営業秘密保護事業とで連携可能となり、専門人材とインフラを活用したシナジー効果も見込まれる。

営業秘密は、特許とともに企業の中核技術を守る重要資産である。2017年の知的財産活動実態調査によると、調査対象となった企業の77.2%が研究開発の成果を特許と営業秘密として維持していると回答した。最近、大企業による中小企業の技術奪取、米中間の貿易紛争により、企業の営業秘密保護の重要性はさらに高まっている。

特許庁は昨年11月、営業秘密保護を強化するために、故意に行った侵害行為に対する懲罰的損害賠償制度を導入し、営業秘密の認定要件を緩和するなど制度改善を行い、同制度は今年7月9日から施行される。また、3月19日からは特許庁特別司法警察の捜査範囲が営業秘密・特許・デザインにまで拡大される。

制度改善に加え、中小・ベンチャー企業の営業秘密保護を支援する事業も強化する計画である。営業秘密保護センターを移転することで、保護院は営業秘密と特許・商標・デザインなどの知的財産保護に対するワンストップサービスを提供し、企業は同じ場所で総合的な知的財産保護サービスを受けることができる。

詳細については、センターのウェブサイト (www.tradesecret.or.kr) と代表電話 (1666-0521) にお問い合わせを。

2-3 特許庁、崇実大学・安養大学と知識財産教育先導大学に向けた業務提携 (MOU) を締結

韓国特許庁 (2019. 1. 24)

韓国特許庁は1月24日午前10時、韓国知識財産センター (ソウル市江南区駅三洞) で「第8回知識財産教育先導大学」に選ばれた崇実大学、安養大学と知識財産教育先導大学事業の協力に向けた業務提携を締結する。

特許庁と各大学は、大学の自立的な知的財産教育の基盤を強化し、これを基に体系的な知的財産教育課程を運営して知的財産能力を備えた創造的人材を育成するために努力することで合意した。

知識財産教育先導大学事業は、韓国政府が大学に知的財産の専門家を支援し、大学の自律的な知的財産教育の基盤構築を支援する事業である。2012年度に開始し、毎年、新規大学を選定・支援してきた。

今年で8年目を迎える本事業は、2018年時点で1,410の知的財産講座を開設し、計45,178人の大学 (院) 生が受講した。これは、事業を開始した2012年に比べると、講座数17倍、受講生13倍増加した数値である。また、今年まで計23の大学と協力し、16万人以上の知的財産人材を養成するなど、大学における知的財産教育を強化する役割を果たしている。

最近では、特許ビッグデータ分析に基づき、研究開発戦略を立てるIP-R&D教育 (*)、特許などの知的財産権と理工系・経営・デザインなどさまざまな専攻を融合・複合する教育 (*) も実施するなど、実用性の高い知的財産教育方法を模索している。また、一部の大学は特許基本理論、特許分析方法、起業と特許のような連続性のある知的財産教科で構成された認証トラック (**) などを導入・運営し、大学による自主的な知的財産教育システムの構築に貢献してきた。

* IP-R&D 教育 (2017~2018) : 講座数 424、受講生 14,202 人

IP ベースの多学際融合教育 (2016~2018) : 講座数 292、受講生 9,831 人

＊ ＊ 知的財産関連教育を一定の単位以上取得すれば、卒業証書などに明記するか、認定書を授与

(延世大学、慶熙大学、東国大学、国民大学、全南大学、済州大学、大真の大学、牧園大学)

崇実大学はトラック型知的財産教育課程を運営し、知的財産を活用した知的財産ベースの起業教育、知的財産権と技術ベースの起業を融合した実践型教育などを実施する予定である。

安養大学はオンライン・オフライン上の知的財産教育課程とともに、知的財産認証トラックである「Ari-IP 認証制（＊）」を運営し、知的財産ベースの起業教育などを推進する計画である。

＊ 知的財産教育と起業教育を連携し、「知的財産概論」などの基礎レベルの理論教育から技術移転・起業までの教育課程を提供する。履修すれば、認定書を授与

特許庁長は、「大学が高品質の特許技術を創出し、その特許技術に基づいたスタートアップが増えるような知的財産エコシステムを造成することが重要だ」とし、「そのためには知的財産の専門家をできる限り活用し、革新的人材を養成しなければならない」と述べた。

2-4 知的財産市場を活性化させ、イノベーション成長を主導する！

韓国特許庁（2019. 1. 29）

- 特許庁、「2019年業務計画」を発表 -

韓国特許庁は1月29日（火曜）、知的財産（IP）市場を活性化させることで、イノベーション成長を主導する「2019年業務計画」を発表した。

今回の業務計画は、最近の知的財産政策環境に対する診断に基づき、今年的主要政策の推進戦略と実行計画を提示している。

1. 知的財産政策環境と推進方向

最近、知的財産をめぐる米中貿易紛争などにより、知的財産が市場支配力とグローバルバリューチェーンを掌握すると話題になっている。

主要先進国は自国の知的財産の保護を徹底し、これを武器に世界市場を先取りするために総力を挙げている。米国は、知的財産権保護が本質である米中貿易紛争により、世界技術の覇権を掌握するために注力しており、中国の習近平主席は 2018 年に知的財産権保護制度が一带一路の共同建設推進の要だと強調した。日本は 2018 年、未来の環境変化に対応し、「価値デザイン社会」を目指す「知的財産戦略ビジョン」を発表した。

一方、韓国は量を中心とする特許戦略と R&D への投資増加に伴い、世界 4 位の特許出願大国を維持しているが、源泉・標準特許が不足して知的財産権の貿易赤字が続くなど、知的財産が生む経済的価値の創出が不十分であるのが現状である。

* 知的財産権の貿易収支（億ドル）：（2015 年）△40.0 →（2016 年）△16.6 →
（2017 年）△19.9

また、中小企業は優秀な特許を保有していても事業化する資金調達が難しい上、技術奪取も頻繁に行われるため、特許ベースの成長が難しい。

* 5 年目のスタートアップの生存率（2015 年時点）：（フランス）44.3%、（イギリス）41.1%、（ドイツ）39.1%、（韓国）27.3%

知的財産は韓国市場でその価値を認められず（*）、韓国企業がグローバル市場で創造的なアイデアを知的財産として確保・保護する戦略の基盤が弱い。

* 特許侵害損害賠償額：（韓）6,000 万ウォン（米）65.7 億ウォン

韓国は「輸出主導型国」にもかかわらず、世界市場を先取りする要である海外特許の出願件数は、貿易規模に比べて少ないのが現状である。特に、中小企業は海外特許の競争力が弱い。

* 輸出額 1 億ドル当たりの海外特許の出願件数（2017 年）：（日）28.5 件、（米）14.2 件、（韓）11.7 件

国内出願に比べた PCT 国際出願の割合（2017 年）：（大企業）18.2%、（中小企業）7.8%

すでに活性化している先進国市場と急成長する新興国市場に対応する、差別化されて体系的な知的財産戦略が必要な時点である。

このような診断に基づき、2019年業務計画は「知的財産市場を活性化させ、イノベーション成長を主導する」というビジョンのもとに、強い知的財産の創出に伴う産業イノベーションの主導、知的財産が適正な価格で活用される市場づくり、海外知的財産の先取りに伴うグローバル市場の開拓、未来に備えた知的財産基盤づくりの4つの分野で12の課題を重点的に推進する。

2. 重点的な推進課題

【戦略1】強い知的財産の創出に伴う産業イノベーションを主導する

1. 特許を基盤とする産業競争力の強化支援

約4億件に達する特許ビッグデータに対する深層分析を行うことで予測できる未来の産業トレンドと、特許庁の技術専門性を活用し、次世代のディスプレイ・バッテリーなど、浮上する産業に関する「特許ビッグデータベースの産業別イノベーション戦略」を立てる。

中小企業と大学・公共研の優秀な特許創出力を強化するために、特許に関連付けた研究開発戦略（IP-R&D）の支援を拡大する。

- ・中小企業に共通する中核技術に対する IP-R&D を新規推進（25 の課題）
- ・有望な中小企業に IP-R&D と R&D を共同支援
（2018年22の課題→2019年80の課題）
- ・企業の需要に基づく大学・公共研の IP-R&D を支援
（2018年8の課題→2019年20の課題）
- ・実験室の創業技術に対する IP-R&D を新規推進（10の課題）

2. 高品質の審査・審判サービスの提供

第四次産業革命の分野で、迅速な特許確保を支援するために、専門審査組織の新設を推進し、優先審査を拡大（*）する。同時に超融合的技術の特性を反映した3人協議審査（**）も実施する。

*第四次産業革命の優先審査分野：（2018年）7つの分野→（2019年）16の分野

**専門分野が異なる審査官と協議することで、単独審査の限界を補完し、一貫性を確保

知財権紛争を早期解決する審判 - 調停連携制度の導入、人材増員・審判手続の効率化などを推進するとともに、2019年7月から特許審判の国選代理人制度を施行し、社会的・経済的弱者も支援する。

* 審判事件を産業財産権紛争調停委員会に付託し、3カ月以内に処理

3. 知的財産を基盤とする起業・成長の支援

起業準備者のアイデアを事業化につなげるために、アイデアの具体化・権利化、事業アイテムの導出までを支援（IP礎（ティディムドル）事業930件）し、スタートアップが知的財産競争力を備えて安定的に成長できるよう、コンサルティング（IP翼（ナレ）事業453社）と特許バウチャー事業（101社）も実施する。

IPサービス企業を育成するために、「IP収益化プロジェクト」の母胎ファンド（fund of funds）への投資（*）を持続的に拡大する。

* IP収益化プロジェクトへの投資（ウォン）：（2018年）70億→（2019年）125億

【戦略2】 知的財産が適正な価格で活用される市場を造成する

1. 公正な知的財産市場を確立するための保護システムの先進化

知的財産が市場でその価値を認められる環境を整えるために、今年7月から施行される特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を定着させ、これを商標法・デザイン保護法などへ拡大する。

これとともに、特許侵害に対する損害賠償額が現実化できるよう、侵害者が得た利益の全額を権利者に返還するようにし、立証責任を侵害者が負う制度も推進する。

特許・デザイン、営業秘密分野の特別司法警察を発足（2019年3月）させることで、捜査人材・専門組織の確保を推進し、検察・警察の協力を得て捜査の専門性を高める。

2. 知的財産金融・取引の活性化

革新的企業の金融へのアクセスを高めるために、IP 担保貸出を取り扱う銀行を拡大（＊）し、さまざまな優遇商品の発売を支援する。

＊（2018 年）産業・企業・国民銀行→（2019 年）ウリ・新韓・ハナ銀行などを追加

債券、知財権、その他の動産など、有無形資産を包括的担保として活用する一括担保制度の導入を金融委員会とともに推進し、それに伴う IP 担保と価値評価のインフラを革新する。

IP 担保貸出の利用後、返済を行わない場合、担保 IP を買い取って収益化する回収支援システム（政府・銀行の共同出損）を導入することで、金融業界の回収リスクを減らし、IP 担保貸出への参加を拡大する。

優秀な知的財産の創出・活用のために、金融委員会と共同で 2022 年までの 4 年間、5,000 億ウォン規模の IP 投資ファンドを造成する。

3. 大学・公共研の保有特許の活用促進

大学・公共研が自ら技術移転・事業化の財源を持続的に拡充できるように、特許ポートフォリオ支援事業を資金回収 - 再投資方式の「ギャップファンド型（＊）」に発展させる。

＊（政府）初期資金支援

（大学・公共研）特許ポートフォリオを構築（商用化検証）して技術移転を行い、技術料の一部を回収して再投資

高品質の特許創出のために、お粗末な特許明細書作成の主な原因である低い代理人費用問題を解決できるように、適正な代理人費用のガイドラインを普及する。

【戦略3】海外知的財産を先取りすることで、グローバル市場を開拓する

1. 韓国企業に友好的な環境づくりに向けた国際協力の推進

今年6月、韓国で開催される五庁（IP5、Intellectual Property 5）特許庁長官会合を機に、AI技術の特許行政への適用、先行技術の提出簡素化などのグローバル懸案について主要国と議論する。

現地に輸出する企業に友好的な知的財産保護環境を造成するために、今年の下半期に韓国で開催される韓国 - アセアン特許庁長官会合と連携して知的財産分野の新南方政策を展開する。

有力新興国とされるインド・ブラジルと特許審査協力を推進し、サウジアラビア・UAEには韓国型特許行政システムの輸出を拡大して知的財産行政の韓流を拡散する。

サウジアラビアにはUAEに続き、今年中に韓国特許庁の専門家を多数派遣して特許審査行政システムと情報システムを構築し、知的財産法体系を整備するなど、過去最大規模で行政韓流を輸出する予定である。一方、途上国には「審査ODA」と無償コンサルティング支援を行う。

南北経済協力に関しても、知的財産権分野で韓国企業の需要をいち早く政策に反映できるように、政策研究、専門家フォーラムなどをはじめ、南北の知財権交流を行い、協力インフラを整える。

2. 優秀な技術の海外特許競争力の確保

中小・ベンチャー企業の海外特許の確保を支援するために、IP出願支援ファンド（*）とIP創出・保護ファンド（**）を造成する。

* IP出願支援ファンド：（2018年）20億ウォン→（2019年）40億ウォン以上

** 2019年500億ウォンの新規造成、投資金の一部を企業のIP創出、補強、紛争対応に活用

知的財産力を備えた有望な輸出中小企業のうち、「グローバルIPスター企業」を選定し、3年間知的財産総合サービスを支援する。

* グローバル IP スター企業数: (2018 年) 510 社 → (2019 年) 570 社
特許・商標・デザインの海外出願 (2019 年 1,000 件余り)、戦略の分析や開発など総合支援

3. 輸出企業の知的財産の保護・支援の拡大

中国、アセアンなどの海外で韓流に便乗する外資系流通企業などが増えており、これによる被害を韓国の輸出企業が受けている。この被害防止のために、現地で実態調査、コンサルティングを行い、取り締まりを要請するなどして、K-ブランドの保護基盤を固める。

また、模倣品の輸出関門である香港に海外知識財産センター (IP-DESK) を設置し、輸出企業の海外知的財産紛争への支援を拡大する。

【戦略 4】 未来に備え、知的財産基盤を造成する

1. 創造・融合型人材育成インフラの拡充

第四次産業革命時代に応える次世代革新家を育成するために、体験・深化型の発明教育を担当する「発明体験教育館」を今年慶北地域に設置し、2022 年までに全国へ拡大する。

弁理士の業務領域を第四次産業革命など新たな分野へと拡大し、大韓弁理士会の自律性と責任を強化するために、民間の専門家、弁理士会などと共に「弁理士制度の発展方策」を講じる。

2. 第四次産業革命に備えた知的財産法制度の改善

ビッグデータ・3D プリンティングなど、第四次産業革命の新技术を知的財産として適切に保護するために、「第四次産業革命に備えた特許の保護強化策」を設け、特許要件判断基準の保護システムも整備する。

国民の目線に合わせた商標制度を運営するために、商標権の保護範囲を絵文字やアイコンなどのデジタル商品までに拡大する。

3. 国民が体感できる特許行政サービスの提供

人工知能など最新の知能情報技術の特許行政に導入するために、今年から次世代の特許情報システムの構築に着手し、AI ベースの機械翻訳、商標のイメージ検索、チャットボットによる相談支援システムを優先的に適用する。

特許顧客サービスの利便性を向上させるために、国民向けの電子出願サービスをウェブベースのユーザーフレンドリー型システムに再構築する。

3. 期待効果

知的財産市場を活性化させるための政策を展開すると、

強い知的財産を創出・活用することで、赤字が続く知的財産権の貿易収支が 2022 年には黒字に転じる。

* 知的財産権の貿易収支（億ドル）：（2016 年）△16.6→（2017 年）△19.9→（2022 年）黒字転換

知的財産ベースの資金調達市場が活性化し、IP 金融の規模が 2022 年までに 2 兆ウォンに拡大する。

* IP 金融の規模（億ウォン）：（2018 年）4,537→（2022 年）20,000

韓国企業がグローバル市場を先取りするための要である海外特許の出願は、2022 年に 10 万件までに増加すると見込まれる。

* 海外特許出願（件）：（2017 年）67,245→（2022 年）100,000

特許庁長は、「知的財産に対する国民の関心がこれまで以上に高まった今、知的財産が適正価格で評価される時代を切り開き、知的財産エコシステムが好循環する構造を定着させるべきだ」とし、「今年を『大韓民国の知的財産市場に花を咲かせる初年度』にし、これまで韓国が構築してきた知的財産インフラを基に、実効性のある知的財産市場を大韓民国に形成し、知的財産強国としての競争力を強める」と強調した。

2-5 大学・公共研究機関の未活用特許を簡単に管理してください

韓国特許庁 (2019. 1. 30)

- 特許庁、公共機関の保有特許診断支援事業の参加機関を 2 月 20 日まで受け付ける -

韓国特許庁は、公共機関の未活用特許の割合を減らし、特許維持の負担を軽減させるために、大学・公共研が保有する特許を診断し、特許管理戦略を提示する「2019 年度公共機関の保有特許診断支援事業」を推進すると発表した。

大学・公共研は研究実績と成果の評価のために、登録特許を長期間保持（*）する傾向があり、特許の利用率（**）が 34.9%に過ぎず、特許維持の負担も増している。

* 大学・公共研が保有する国内登録特許（134,538 件、2018 年 7 月時点）の半分以上（54.9%、73,858 件）が登録 5 年以上、維持されている

** 特許の活用率（2017 年知的財産活動実態調査）：大学・公共研 34.9%、企業 75.2%

これを受け、特許庁は韓国特許戦略開発院の特許専門家と特許分析機関を専門チームで構成し、公共機関の戦略的特許管理を誘導する「公共機関の保有特許診断支援事業」を運営している。

2016 年にモデル事業を開始し、2018 年まで計 40 機関を支援し、参加機関の保有特許について全体的に確認できる固有の特許分類体系の構築、未活用特許の年金削減、有望特許の発掘や技術事業化などで成果を出している。

* 事業費（支援機関数）：(2016) 4 億ウォン（10 機関）→ (2017) 6 億ウォン（15 機関）→ (2018) 6 億ウォン（15 機関）

2016 年～2017 年には計 25 機関に提示した有望特許活用戦略として 452 件が技術移転され、特許処分戦略を実施して 774 件の権利維持を放棄し、約 32 億ウォンの特許維持料を削減する効果を上げた。

2016 年～2018 年に同事業に参加した韓国生産技術研究院は計 62 の有望特許の候補技術群を発掘し、このうち「不織布静電フィルター」、「円周溶接機（オービタル・ウェルディング・システム）」などの技術を移転し、計 7 億ウォンの技術移転契約を締結した。韓

国エネルギー技術研究院は 2018 年に保有特許 212 件の処分戦略を導出して今後、特許放棄や請求項数を減らし、計 5 億 4,000 万ウォン以上の予算を削減できる見通しである。

今年は 15 の大学・公共研の保有特許を対象に、参加機関のさまざまなニーズに合致する戦略を提示するために、機関単位で統合支援する「機関パッケージ支援」と、技術分野の単位で分析する「技術分野カスタマイズ支援」に分け、診断を実施する計画である。

特許庁産業財産政策局の局長は、「大学・公共研は質の高い特許を創出し、技術競争力を高めるために海外での特許取得に集中しなければならない」とし、「公共機関の保有特許診断支援によって削減された予算が海外出願など、必要な特許創出の財源として活用されることを期待している」と述べた。

詳細については、特許庁のウェブサイト (www.kipo.go.kr) と韓国特許戦略開発院のウェブサイト (www.kista.re.kr) で確認でき、事業参加を希望する機関は 2 月 20 日 17 時まで申請しなければならない。

※事業申請に関するお問い合わせ:韓国特許戦略開発院特許成果チーム(02-3475-8546、8551)

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国の製薬会社、ソリフェナシン敗訴...改良新薬開発企業は「非常事態」

電子新聞 (2019. 1. 17)

韓国の製薬会社が 1・2 審とも勝訴した改良新薬をめぐる特許権侵害差止訴訟が 3 審で覆った。これで、塩（触媒）を変更して改良新薬を開発する製薬業界に波紋が広がると予想される。

韓国の大法院（最高裁）民事 1 部は 1 月 17 日、日系多国籍製薬会社であるアステラス製薬が、韓国の製薬会社であるコアファームバイオ（COREPHARM BIO）を相手取って提訴した特許権侵害差止訴訟でコアファームバイオが勝訴した原審を破棄し、事件を特許法院に差し戻した。

アステラス製薬は自社が開発した過活動膀胱治療剤「ベシケア錠（一般名：ソリフェナシンコハク酸塩）」の特許権存続期間が切れる前、コアファームバイオが塩変更した改良新薬「エイケア錠（一般名：フマル酸ソリフェナシンベシケア）」を発売し、2016 年に

ソウル中央地方法院（地裁）に提訴した。コアファームバイオはオリジナル医薬品のベシケアの特許権侵害を回避するために、塩変更医薬品を発売した。

アステラス製薬は、ソリフェナシンを主成分とする医薬品をコアファームバイオが発売したのは特許権侵害だと主張した。これに対し、コアファームバイオはソリフェナシンに使用する塩と異なる成分を使って医薬品を開発したため、特許侵害ではないと主張した。ソウル中央地法は1審でアステラス製薬に対し、原告敗訴の判決を下した。その後、アステラス製薬は特許法院に控訴した。控訴審でも棄却され、最高裁に上告した。

1月17日、大法院は判決を覆した。大法院はソリフェナシン塩変更に関する特許権侵害差止訴訟で1、2審とは異なる判決を下した。大法院は両社による特許権侵害訴訟で破棄差し戻しの判決を下した。

今回の判決により、特許を回避して塩変更した改良新薬を発売する韓国の製薬会社は大きな打撃を受ける見通しである。特許を回避して開発される塩変更医薬品は180以上に及ぶ。

大法院の判決を受けて、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への依存度が高い韓国の製薬業界は生存の危機に追い込まれた。塩を変更したことで、オリジナル特許を回避した韓国の製薬企業による代表的な塩変更医薬品は、禁煙補助薬「チャンピックス」の後発医薬品である。オリジナル医薬品であるチャンピックスはバレニクリンという有効成分に酒石酸塩をつけたが、韓国の製薬会社の多くはバレニクリンにベシル酸塩・サリチル酸塩などの異なる塩をつけることで、塩を変更して特許を回避し、製品を発売した。

韓国の製薬会社には赤信号が灯った。全体の売上高に占める後発医薬品・改良新薬の割合は50～60%となる。韓国の製薬会社では従来の特許戦略それ自体が無力化するのではないかという危機感が広がっている。

韓国製薬バイオ協会の医薬品政策室長は、「塩変更した改良新薬はオリジナル医薬品の単なるコピー薬ではない」とし、「安全性と有効性について十分に検証して改良した新薬で、ジェネリックとは差別化された医薬品だ」と述べた。続いて「特許権侵害の判定が下されれば、韓国の製薬業界は危機にさらされるだろう」と付け加えた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 特許庁、デザイン制度を便利かつ詳細に！

韓国特許庁（2019.1.21）

- デザイン審査基準の改訂、1月から施行 -

韓国特許庁は、デザイン業界の取引の現実を反映してデザイン登録要件を緩和するとともに、審査の一貫性を維持するために字体や食品などの特殊なデザインに対する物品別の詳細審査基準を新設するなど、デザイン審査基準を設け、2019年1月1日から施行したと発表した。

今回のデザイン審査基準の改訂により、出願書作成に関わる主要要件の規制緩和が行われ、より簡単かつ迅速にデザイン権を確保することができるようになった。

具体的には、業界で一般的に使用する製品のイメージを出願にそのまま使用できるように、部分デザインの表現方式の一部要件を緩和（*）し、厳しい物品の名称の記載要件を分かりやすく変え、出願人の理解を助ける（**）ようにした。

*（既存）写真又は線も一つだけで図示、（改訂）部分デザインは写真と線も複合使用を認める

**（既存）形状・模様・色彩・材質を物品の名称につければ拒絶通知、（改訂）出願書と合致する内容は削除を要求せず、そのまま認める

これまでのデザイン審査基準では扱わなかった物品別の特殊性を勘案するために、フォント・食品など、一般物品と区別して扱うべき特殊性のあるデザインに関する詳細な審査基準を新設した。

まず、さまざまなフォントを出願することができるようになった。フォント業界の意見を積極的に反映し、英語以外のラテン語系の言語を出願できる基準を整備し、技術の進歩に伴って新たに登場する多様なジャンル（動的なフォント、絵フォント（*））のフォントを含める審査基準を追加した。

*絵フォント：絵文字フォントのことで、Dingbats font とも呼ばれる。キーボードを押すと、絵文字が入力され、一般的に a~z、A~Z、0~9 に文字を割り当てるフォント

また、詳細な食品デザイン(*)の審査基準を設けた。食品デザインの定義を明確にし、例示をし、食品の付属物についての判断基準を設けるなど、食品デザインの創作の方向性を提示した。

*食品デザイン：繰り返し再生産することができ、最終的な販売段階まで同じ形状を維持する必要がある

特許庁商標デザイン審査局の局長は、「デザイン制度改善が目指すべきは、デザイン審査の品質向上に伴う強いデザイン権の創出、簡単かつ迅速なデザイン権の確保だ」とし、「今後も継続的に業界と交流し、それを制度改善に積極的に反映するとともに、第四次産業革命時代を切り開くさまざまな形のデザインが効果的に保護されるように、保護範囲の拡大についても積極的に検討する」と明らかにした。

デザイン審査基準の改訂内容については、1月25日に韓国知識財産センターで開催される「商標およびデザイン制度の動向説明会」で詳しく紹介される。

4-2 現場とのコミュニケーションを図る商標・デザインに関する説明会を開催

韓国特許庁 (2019. 1. 23)

- 今年新たに施行される著名キャラクターの模倣商標およびフォント・食品デザイン審査基準などについて紹介 -

韓国特許庁は1月25日(金曜)午後2時、韓国知識財産センター(ソウル市江南区)19階大会議室で2019年度に変更された商標・デザイン制度について紹介する説明会を開催する。

説明会では、今年施行された商標審査基準とデザイン審査基準の改訂事項、商品分類告示およびデザイン物品目録告示の変更事項について紹介する予定である。

商標分野では著名キャラクターやキャラクターの名称を模倣して出願した商標に対する審査基準を強化し、「YOLO」や「K-POP」のように公益性が高い単語が特定の人に独占されないよう、商標登録を拒絶する根拠規定を新設した。

デザイン分野ではデザイン図面と物品の名称の記載方法などに対する規制緩和を行うことで、より簡単にデザイン権を確保できるようにし、フォント、食品など一般物品と区

別して扱う必要がある、特殊性のあるデザインについては別途、詳細な審査基準を設けた。

商品分類の分野ではVR用ゴーグル、配達用ドローンなど第四次産業革命に関連する商品の名称を特許庁が認める告示商品名称に追加し、国際分類基準と取引の実情を踏まえて商品分類体系を見直すことで、出願人の利便性と審査品質向上を図った。

デザイン物品分類の分野では物品分類の正確性と一貫性を向上させるために、取引の実情に合わせて物品分類を整備し、ロカルノ国際分類（*）の改正に伴う物品の名称の追加、削除および分類コードの変更などを反映して物品目録告示を改正した。

*1968年10月8日、スイスロカルノで締結された「産業デザインの国際分類を制定するためのロカルノ協定」で採用された国際デザイン物品分類体系で、韓国は2011年度に加盟した。

説明会には誰でも参加でき、制度改善について具体的な説明を聞くことができる。説明会の発表資料は説明会の終了後、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) で公開される。

特許庁商標デザイン審査局の局長は、「今回の説明会が、変更された商標・デザイン制度について顧客の理解を深める契機になり、商標・デザイン権の獲得や保護の強化に役立つことを期待している」と述べた。

その他一般

5-1 2018年に出願された産業財産権件数、過去最高を更新

韓国特許庁 (2019.1.22)

- 2018年の出願件数、2017年に比べて4.9%増の48万件 -
- 中小・ベンチャー企業が特許出願を主導し、大企業も増加傾向に転じる -

韓国特許庁は、2018年に出願された特許、実用新案、デザイン、商標などの産業財産権の出願件数は、2017年（457,955件）に比べて4.9%増の480,245件となり、過去最高を更新したと発表した。（これまでは2015年の470,500件が過去最高）

権利別の出願件数を見ると、特許209,992件、デザイン63,680件、商標200,341件と、前年に比べてそれぞれ2.5%、0.4%、9.5%増加している一方、実用新案は6,232件と前年に比べて8.5%減少している。

<直近5年間の権利別出願件数>

権利区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年(増減率)
特許	210,292	213,694	208,830	204,775	209,992(2.5%増)
実用新案	9,184	8,711	7,767	6,809	6,232(8.5%減)
デザイン	64,413	67,954	65,643	63,453	63,680(0.4%増)
商標	160,663	185,443	181,606	182,918	200,341(9.5%増)
合計	444,552	475,802	463,846	457,955	480,245(4.9%増)

1. 特許の出願状況

出願人別に見ると、中小企業の出願件数が47,947件と最も多く(22.8%)、次いで外国企業46,288件(22.0%)、個人41,582件(19.8%)、大企業34,535件(16.4%)、大学・公共研究機関27,055件(12.9%)の順であった。

特に中小企業の特許出願件数は、2015年に前年比9%も急増し、大企業と外国企業の出願件数を上回り、2018年まで出願人の類型では出願件数で1位となっている。大企業は2014年以降、減少傾向にあったが、2018年には前年比3.6%増加し、増加に転じた。

出願件数の上位企業を見ると、サムスン電子が5,761件と最も多く、続いてLG電子(4,558件)、LG化学(4,169件)、現代自動車(2,680件)、韓国電子通信研究院(1,892件)の順であった。外国企業ではクアルコム(862件)、東京エレクトロン(531件)、ファーウェイ(501件)、キヤノン(487件)の順であった。

外国人の特許出願は前年比3.8%増の47,410件と、全体の特許出願件数(209,992件)の22.6%を占めている。国籍別に見ると、日本(15,598件)、米国(13,015件)、ドイツ(4,384件)、中国(3,130件)、フランス(1,700件)の順であった。

特許出願件数を国際特許分類(IPC、*)に基づき、技術別に見ると、電気機械/エネルギー分野が7.3%、次いでコンピュータ技術(5.4%)、輸送(5.2%)、半導体(4.9%)、土木工学(4.8%)の順であった。

*IPC(International Patent Classification):特許文献の体系的な分類、検索、配布および管理を効率的に行うために、世界知的所有権機関(WIPO)で公表する技術分類体系

2. デザインの出願状況

デザイン出願件数は 63,680 件と前年とほぼ同じである。個人が 29,820 件と最も多く、続いて中小企業 (21,887 件)、外国企業 (3,816 件)、大企業 (3,239 件) の順であった。

出願件数の多い韓国企業は LG 電子 (675 件)、サムスン電子 (670 件)、CJ (419 件)、現代自動車 (199 件) などであり、外国企業はアップル (171 件)、グーグル (92 件)、ナイキ (82 件) などの順であった。

3. 商標の出願状況

商標出願件数は 200,341 件と前年に比べて 9.5%増加し、2018 年に申請された産業財産権のうち、最も大きい伸び率を示している。出願人別に見ると、個人 (87,227 件) が最も多く、次いで中小企業 (60,257 件)、外国企業 (13,344 件) などの順であった。

出願件数の多い韓国企業は LG 生活健康 (1,187 件)、アモーレパシフィック (622 件)、クーパン (536 件) などであり、外国企業 (法人) は国際水泳連盟 (136 件)、サンリオ (136 件)、小林製薬 (122 件) などの順であった。

特許庁情報顧客支援局の局長は、「昨年、世界経済が厳しさを増す中、第四次産業革命時代に知的財産を活用した競争力確保の重要性が謳われ、全体の出願件数が増加しただろう」とし、「2019 年にも個人、中小・ベンチャー企業など、韓国企業が産業財産権を容易に取得して活用できるよう、関連支援施策と制度改善のために努力していきたい」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/>をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム (電話: 02-739-8657/FAX: 02-739-4658 e-mail: kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: ジェトロソウル事務所 知財チーム